

社会福祉法人 茶屋の園
役員及び評議員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人茶屋の園定款第8条及び第22条に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 この基準で役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 理事に対して、各年度の総額が722,050円を超えない範囲で、第3項以降の各項に従って報酬を支払うことができる。

2 監事に対して、各年度の総額が206,300円を超えない範囲で、第3項以降の各項に従って報酬を支払うことができる。

3 理事及び監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により出席報酬を支払うことができる。

4 理事長が理事会又は評議員会の開催日以外の日において、法人又は施設の運営のための業務に当たったときは、別表1による業務報酬を支払うことができる。

5 理事が理事会又は評議員会の開催日以外の日において、理事長の命を受けて法人又は施設の運営のための業務に当たったときは、別表1による業務報酬を支払うことができる。

6 監事が法人又は施設の指導検査の立合い及び運営状況の指導、その他監事業務に当たった場合は、別表1による業務報酬を支払うことができる。

7 理事及び監事が理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席した場合は、評議員会に係る出席報酬は支払わないものとする。

8 理事が理事会又は評議員会に出席し、これらの同日にあわせて法人業務を行った場合は第4項に係る業務報酬は支払わないものとする。

(評議員の報酬)

第4条 評議員に対して、定款第8条の定めにより、各年度の総額が515,750円を超えない範囲で、次の各項に従って報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により出席報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会開催日以外の日において、法人又は施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により業務報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のために管外出張をするときは、別表2による旅費を支給するものとする。

- 2 特別の事情がある場合は、実情を考慮し増額又は減額することができる。
- 3 出張旅費は、原則として当該業務終了後に支給するが、必要により旅行前に概算額を支給し帰任後清算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する理事については無報酬とし、この支給基準は適用しない。

(報酬の支給方法等)

第7条 役員及び評議員に対する出席報酬及び業務報酬は、会議に出席又は業務に従事した場合、原則として、その都度、現金で支払うものとする。

(改正)

第8条 この基準を改正するときは、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この基準は、役員等の報酬及び旅費に関する規程に優先して適用する。
- 2 この基準は、平成29年6月28日から適用する。(評議員会の議決日)
- 3 この改正基準は、平成30年3月29日から適用する。(評議員会の議決日)
- 4 この改正基準は、平成31年3月28日から適用する。(評議員会の議決日)

別表1 役員及び評議員の報酬支給基準

報酬の区分	報酬額(日額)
理事会出席報酬	10,000円に源泉徴収所得税相当額を加算した額
評議員会出席報酬	10,000円に源泉徴収所得税相当額を加算した額
役員業務報酬	10,000円に源泉徴収所得税相当額を加算した額
評議員業務報酬	10,000円に源泉徴収所得税相当額を加算した額

別表2 役員及び評議員の管外出張旅費

交通費	宿泊費	日当	その他
① 普通旅費運賃 ② 片道100km以上 特急料金・指定席料 金	① 指定した宿泊施設 に宿泊する場合はそ の実費 ② その他15,000円	5,000円	航空機、船舶、バス、タクシ ー等を利用する場合は 実費額